

## ブレグジット協議アップデート

発表日：2017年8月16日(水)

～英政府が離脱後の方針を発表～

第一生命経済研究所 経済調査部  
主席エコノミスト 田中 理  
03-5221-4527

- ◇ 英国のEU離脱協議は、2年間の合意期限の6分の1以上が経過したが、英国政府内の意見不一致や準備不足も指摘され、これまでのところ大きな進展はみられない。英国政府は8月中旬にかけて離脱後のEUとの新たな関係についての方針を発表する。閣内の意見統一をアピールするとともに、離脱協議に十分な進展がない限り、新たな関係協議を開始しない方針のEUを牽制する狙いがある。
- ◇ 15日に発表された離脱後の関税取り決めに巡る英国政府の報告書では、自由で摩擦の少ない貿易を推進するため、新たな関税取り決めに締結することや、新たな関係に移行するまでの間、現在の関税同盟に類似した時限的な取り決めに続ける方針を明らかにした。こうした英国政府の方針をEU側が受け入れるかは不透明。特に移行期間中の司法権の適用範囲を巡って対立が予想される。

3月末に英国政府が正式にEU離脱の方針を通告してから4ヶ月半が経過した。6月中旬に英国政府と欧州委員会の交渉担当者間で正式な離脱協議が開始され、毎月1回のペースで交渉が進められているが、これまでのところ目立った進展はみられない。6月初旬の前倒し議会選後にメイ首相の求心力が低下したこともあり、離脱方針を巡って閣内の意見対立が度々表面化してきた。また、7月中旬に行なわれた第2回協議の様子を伝える写真では、EU側の交渉担当者が目の前に書類の束を並べて座っていたのに対し、テーブルを挟んで座る英国側の交渉担当者の前に書類はなかった。これは交渉開始前の様子を撮影したもので、英国側も手ぶらで協議に臨んだ訳ではないようだが、英国側の準備不足を象徴する写真として、現地メディアでも大きく取り上げられた。こうした報道を意識してか、穏健離脱派の筆頭であるハモンド財務相と強硬離脱派の筆頭であるフォックス国際貿易相は13日の日曜版テレグラフ紙に連名で寄稿。2019年3月にEUの単一市場と関税同盟から離脱した後、英国は他国と自由に貿易協定を結ぶことが可能であることと、EUと新たな関係で合意するまでの間、時限的な移行措置が必要であることを訴え、閣内の意見統一をアピールした。さらに、政府は協議方針をまとめた一連の報告書を準備しており、15日にその第一弾として離脱後の英国とEU間の関税上の取り決めに關する方針書を公表した。

それによれば、①英国政府は協議期間が終了する2019年3月にEUの関税同盟から脱退するが、EUとの間で可能な限り自由で摩擦の少ない貿易を推進するため、新たな関税上の取り決めに締結する、②新たな関係に移行するまで間、現在の関税同盟に類似した時限的かつ暫定的な取り決めに続ける、③離脱後に他国と新たな貿易合意の締結を目指す、移行期間中のEUとの暫定的な取り決めと整合的でない第三国との新たな貿易合意の導入は見送る、④北アイルランドとの国境管理や税関検査の復活を回避し、柔軟で創意に富んだ解決を模索する一の方針を示した。なお、新たな関税取り決めのモデルとして、極めて簡

素な関税上の取り決め (a highly streamlined custom arrangement) と、新たな関税上のパートナーシップ (a new custom partnership) の2案を提示した。前者は、現在の英国とEU間の関税上の取り決めに土台にし、貿易障壁の緩和や関税手続きの技術的な解決に必要な措置を盛り込む新たな合意を締結する。後者は、第三国の関税上の取り扱いで協力するもので、例えば英国が第三国から最終仕向け地がEUの商品を輸入する場合、英国は当該商品にEUの関税上の取り決めに適用する。こうした英国政府の方針をEU側が受け入れるかは不透明だ。特に移行期間中の司法権の適用を巡って、英国側は単一市場や関税同盟から脱退した時点でEUの司法権が及ばなくなると主張するとみられるのに対して、EU側は脱退後も現在と類似した関係の継続を求めるのであれば、EUの司法権が及び続けると主張することが予想される。

英国政府がこのタイミングで離脱後のEUとの新たな関係についての方針書を公表する背景には、離脱協議と新たな関係協議を切り離して議論することが出来ないことをEU側に訴える狙いもある。EU側は予てより、未払い債務の清算、EU市民の権利、北アイルランドの国境管理の3分野に関する協議で十分な進展がない限り、新たな関係協議を開始しない方針を伝えている。離脱協議の中間レビューが予定される10月19・20日の欧州首脳会議が近づくなか、英国政府としては、離脱協議がある程度進展した段階で、新たな関係協議を開始したい考えとみられる。

以上